平成２９年（フ）第８号
三重県熊野市木本町606番地
破産者　株式会社ライジングＣＯＪ東海
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第９号
和歌山県新宮市新宮5126番地の４
破産者　山本　直弘
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第８７７号
京都市伏見区深草泓ノ壺町９番地　アビターレ深草511号、開始決定時の住所京都市左京区一乗寺里ノ前町35番地
破産者　未来・マイフレンド・炭火屋・麺処なつぼしこと　城戸　和廣
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４９３８号
大阪市天王寺区烏ケ辻２丁目10番４―805号
破産者　鳥井　正嗣
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４８１号
大阪市淀川区宮原１丁目19番23号
破産者　有限会社Ｅ・ＢＭ　ＭａｎａＧｅｍｅｎｔｏ
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２０３号
大阪府枚方市楠葉朝日２丁目３番13号
破産者　大成商事株式会社
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３３号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目14番13―213号
破産者　ホームグルメ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２０３号
大阪市住吉区長居西１丁目２番２号
破産者　株式会社雲雀屋製本所
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７５号
大阪市西区立売堀１丁目２番14号
破産者　株式会社景観設計研究所
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３６号
堺市西区浜寺諏訪森町西１丁30番地
破産者　樋口万里子
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６７７号
大阪府河内長野市西片添町12番18号
破産者　大原鉄工株式会社
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
（最後の住所）岡山県津山市国分寺126番地12
破産者　被相続人亡田中保相続財産
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第３１２６号
東京都江戸川区南葛西５丁目９―10―404
破産者　上田　大平
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７０６号
横浜市都筑区東山田１丁目38番27号
破産者　コウダ興業株式会社
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０９号
横浜市西区浅間町４丁目331番地20号
破産者　株式会社さがみ通信社
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４６号
神奈川県大和市上和田1319番地14
破産者　株式会社スリーイー技研
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１号
鳥取県鳥取市津ノ井166番地
破産者　合同会社ワンダフルジャパン（旧商号合同会社山根麻結美事務所）
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２１号
北九州市小倉南区徳力６丁目１番10―401号
破産者　有限会社アーム
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１６４０号
福岡市中央区草香江２丁目13番９―408号、開始決定時の住所佐賀県鳥栖市弥生が丘２丁目150番地61
破産者　川浪　公嗣
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３９４号
福岡市東区多の津５丁目１番24―205号
破産者　榎本　裕介
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４３９号
福岡市東区千早１丁目９番２―1005号
破産者　藤井久美子
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部